

○海上運送法に基づく行政処分等(旅客船事業者)

神戸運輸監理部

処分年月日	事業者の氏名 又は名称	本社 所在地	事業の種類	処分等の種類	違反行為の概要	処分等の内容
令和4年11月4日	内海交通 株式会社	兵庫県 神戸市	人の運送をする 旅客不定期航路 事業	輸送の安全の確保 に関する命令	令和4年9月4日内海交通(株)の船舶運航事業に供 する使用船舶「ないかい」が、神戸港新港第一防波堤 及び三菱重工業神戸造船所堤防に衝突し、5名の死 傷者が発生した。 それに伴い当部が海上運送法に基づく特別監査を実 施したところ、アルコール検査体制が形骸化してお り、酒気帯び状態の乗組員を当直業務に従事させて いたこと等が確認された。	安全管理体制を見直すとともに事故対策改善措置を講じるよう指導。 令和4年12月4日までに以下の改善措置を文書にて報告すること。 ① 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務において、国が示す安全管理規程の作成例を参考に安全管理規程を見直し、代表者は、安全管理規程の変更を決定後、速やかに神戸運輸監理部へ届け出ること。 ② 代表者自らが、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底するとともに、安全管理の取組み状況を定期的に点検し、継続的改善を図ること。 ③ 運航管理者及び運航管理補助者は、船舶が就航している間は、勤務場所と船舶間で常時連絡できる体制を構築すること。 ④ 安全統括管理者は、定期的に安全管理の取組み状況を点検し、その結果を代表者に報告すること。 ⑤ 運航管理者は、安全管理規程を遵守し、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。 ⑥ 安全統括管理者等は、アルコール検査体制を遵守し、酒気帯び当直を確実に防止するため、アルコール検査要領の変更を含めた実効性のある具体的な対策を講じること。 ⑦ 乗組員は、アルコール検査要領に基づく検査を確実に行之、記録し、保存すること。 ⑧ 運航管理者が事故の発生を知ったときに速やかに関係機関に通報できる体制を確保する必要があるため、安全統括管理者及び運航管理者は、事故処理に関する教育を実施し、その内容について記録すること。 ⑨ 安全統括管理者及び運航管理者は、乗組員に対して、本件事故を踏まえた酒気帯び当直の禁止に係る教育及び輸送の安全を確保するため必要と認められる事項についての安全教育を定期的に実施し、その内容について記録すること。